

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第26 条第 1 項に基づく  
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 6 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
溝尻・国分の一部
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成29年6月28日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
  - 経営体数
    - 法人 1 経営体
    - 個人 26 経営体
    - 集落営農（任意組織） 0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
基盤強化法による利用権設定を基本に、農地中間管理機構も活用しながら農地流動化を図る。
6. 地域農業の将来のあり方  
海・里・山、そして観光地というロケーションを生かした取組を進める。
  - 新規就農の促進…地域の土地の確保を図りつつ新規就農者の受け入れを推進するとともに、定年時等の地域の人の就農を推進する。
  - 営農組合の設立…農事組合（農家組合）を中心に、不耕作地を守る組織・仕組みの検討する。
  - 低コスト化…機械利用組合を組織し、必要な機械の整備を検討する。（地域の公認組織と位置付ける。）
  - 経営の複合化…観光農園（体験農園）を試行する。（当分の間、希望者により進める。将来は農家・観光事業者による連携を目指す。）
  - 6次産業化…府中地区の生産品目を使った加工品を検討していく。（希望者を中心に検討会）
  - その他…農産物の直売取組を推進する。（既存直売施設との協議、観光事業者との意見交換を実施）